

プライスウォーターハウスクーパース

『移転価格文書義務化規程』公布速報セミナー

長安会場：2009年2月9日(月)午後1時

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より弊社プライスウォーターハウスクーパースへの多大なご支援を賜りまして誠に有難うございます。

2009年1月9日、国家税務総局より、移転価格文書義務化に係る通達(特別納税調整管理規程)が公布されました。当該規定は昨年3月に国家税務総局より草案が公開されて以来、納税者の皆様、私ども税務専門家の間において、その公布が待ち望まれておりました。

当該規程では、義務化の対象となる納税者の範囲、作成義務の期限、ペナルティの取り扱い等について、草案と異なる部分がございます。つきまして、本セミナーでは、当該規定について、草案と異なる部分を中心に、日系企業の皆様が文書化にあたり留意すべきポイントを簡潔に解説したいと存じます。

今回のセミナーは、同テーマについて午後1時より日本語によるセッション、午後3時より中国語によるセッションと二つのセッションに分けて開催する予定です。ご参加いただく方のご希望の言語によるセッションをお選びください。

日本のみならず中国においてもますます強化されていく移転価格税制において、皆様が事前にそのリスクを低減させていくことに、本セミナーが少しでもお役に立てれば幸いに存じます。

参加ご希望の方は添付申込書にご希望の日時・会場を含む必要事項をご記入の上、ファックスもしくはメールにてお申し込みください。

なお、セミナー当日ご参加がいただけない場合には、別途ご予約をいただくことにより弊事務所内において無料個別相談をさせていただきます。こちらにつきましても添付の申込書にご希望の日時をご記入の上お申込みいただけましたら、後日日程調整のご連絡をさせていただきます。

敬具

2009年1月
プライスウォーターハウスクーパース
日系企業事業開発部華南統括パートナー 柴 良充

1. 開催日時 2009年2月9日(月)
日本語によるセッション 午後1時より
中国語によるセッション 午後3時より
2. 費用 無料(席に限りがございますので、先着順とさせていただきます)

3. 内容 **公布された規程の解説(1時間)**

- 規程の重要ポイント
- 規程への対策

Q & Aセッション(30分)

- 規程の適用における疑問点

4. 講演者 プライスウォーターハウスクーパース会計事務所
日本国公認会計士 柴 良充(香港事務所)
日本国税理士 田中 俊秀(深圳事務所)
中国公認会計士

5. 開催地 **2月9日(月)長安**
13:00~16:30 ホテル
(受付開始午後12:30から)
会場:長安国際酒店 4F 会議室
住所:東莞市長安鎮錦綉路1号
電話:86-755-8261-8348(Jesson Qin)



参加お申込書

To : PricewaterhouseCoopers 香港事務所
Fax Number : 852-2521-5797
Email Address: Ada.li@hk.pwc.com
Attention : Ada Li

なお、セミナーについて事前にお問合せがある場合は以下のいずれかの担当者までお問い合わせ下さい。

田中 俊秀 電話番号:86-(0)755-8261-8106 Email:toshihide.t.tanaka@hk.pwc.com

下記に参加ご希望状況をご記入下さい

2月9日(月) 長安

日本語によるセッション希望 _____名出席

中国語によるセッション希望 _____名出席

* 貴社名(英文社名もあわせてご記入下さい)

貴社名:

貴社英文名:

Email アドレス:

お電話番号:

* 参加される方の御芳名(ローマ字もあわせてご記入下さい)

個別相談ご希望日時

月 日 時 分

ご質問事項がございましたら、以下にご記入ください。時間の許す限り、当日の講演においてご説明させていただきます。なお、当日中にお答えできなかった場合は、後日こちらからご連絡させていただきます。

1	
---	--